

令和8年度インターンシップ導入等支援事業実施業務委託仕様書

1 業務名称

インターンシップ導入等支援事業実施業務

2 業務の目的

学生に就職先として県内企業を意識してもらうため、インターンシップ及び就業体験（以下、「インターンシップ」という。）の導入及び改善に向けた県内企業の取組みを支援し、県内企業の人材確保を図ることを目的とする。

3 業務委託の期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の内容

（1） インターンシップ導入等支援セミナーの開催（1回）

セミナーのテーマを設定し、その趣旨にふさわしい講師（複数人も可）を選定し、セミナーを開催する。

県内企業のインターンシップ導入や改善につながるテーマ及び講師を提案すること。
なお、テーマ及び講師は、県と協議の上決定することとする。

① 対象者

香川県内に事業所を有する企業の採用担当者等
(目標数：100社)

② 開催形式

オンライン

③ 開催時期

5～6月

効果的に事業を行うための開催時期について提案すること。

④ 内容

- ・近年の採用動向
- ・インターンシップ制度について
- ・インターンシップの重要性
- ・インターンシップの開催方法
- ・事例紹介

その他参加企業にとって効果的な内容を提案すること。

⑤ 広報

セミナー開催及び（2）の伴走型個別支援の実施に関するチラシを作成し、県内企業へ配布して参加者を募ること。その他、効果的な広報・周知方法を提案すること。

⑥ セミナー運営

- ・県と協議のうえ選定した講師（複数人も可）に対し、登壇依頼、配布資料・スラ

イドの作成依頼及び受渡しなど、セミナー開催に必要な調整を行い、謝金等を支払うこと。

- ・参加者のとりまとめ、連絡・調整等を行うこと。
- ・セミナー当日の運営（司会進行、Web配信など）に必要な一切の業務を行うこと。
- ・セミナーが円滑に実施できるよう、講師及び県と連絡・調整を行うこと。
- ・参加者に対し、アンケートを実施すること。
- ・その他、上記に付随する業務を行うこと。

⑦ その他自由提案

インターンシップ導入等支援セミナーの開催について、上記のほかに、県内企業の参加を促すとともに、参加企業にとって有意義な内容がある場合は、提案すること。

(2) インターンシップ導入等の伴走型個別支援

① 支援対象

（1）のセミナーに参加した企業のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業等であり、かつ、県が運営する就職支援サイト「ワクサポかがわ」（以下、「ワクサポかがわ」という）に登録がある企業であって、インターンシップ導入・改善に取り組む意欲のある企業 15社以上

② 選定等

応募企業の受付・取りまとめを行い、事前に甲と協議のうえ、選定を行うこと。
なお、選定に際しては、従業員規模・業種・地域等に偏りが生じないように配慮すること。

③ 支援内容

支援を実施する企業と十分に日程等を調整しながら、インターンシップの導入または改善の取組みを円滑に進めていけるよう、プログラムの作成から実施までのフォローアップを行うこと。また、メールや電話での相談には適時対応すること。

ア) 実施回数

原則として、企業1社につき、インターンシップの導入に取り組む企業については3回以上、改善に取り組む企業については、2回以上訪問するとともに、実施日（実施期間中1日以上）は立ち会い、フォローを行うこと。

イ) 実施期間

原則として、令和8年2月末までとする。

ウ) 実施方法

原則として、現地訪問とする。

エ) その他

フォローアップを行う者は、本業務を効果的に遂行できる者を選定すること。

④ 参加者募集

「ワクサポかがわ」におけるインターンシップ情報の掲載手続きを補助するとともに、学生に対する情報発信及び参加者の募集を支援する。

また、より多くの学生にインターンシップに参加してもらうための効果的な方法を提案すること。

⑤ 支援成果の公表

伴走型個別支援終了後、支援を実施した企業の取組内容や効果について事例集を作成すること。

- ア) 仕様：A4中綴じ8ページ、両面カラー
- イ) 著作権：甲に帰属する。
- ウ) 納品：事例集500部、原稿データ（PDF及びIllustrator(ai)形式等）
- エ) 納品期限：令和9年3月31日（水）
- オ) 納品先：香川県就職・移住支援センター

⑥ アンケートの実施

伴走型個別支援終了後、支援を実施した企業に対してアンケートを実施すること。

⑦ その他自由提案

インターンシップ導入等の伴走型個別支援について、上記のほかに、県内企業の参加を促すとともに、参加企業にとって有意義な内容がある場合は、提案すること。

5 その他進行管理等

- (1) 乙は、必要な人員や組織体制を整え、当該事業を実施すること。
- (2) 4(1)について、積極的に広報等を行うことにより、目標数に達するよう努めること。
- (3) 乙は、業務遂行にあたっては、甲と随時連絡調整を行い、円滑に当該業務が行えるよう進行管理を行うこと。
- (4) 乙は、香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）の人材採用コーディネーターと必要に応じて情報共有や連携を図ること。
- (5) 上記業務の他に当該事業の目的を達成するために効果的と考えられる支援メニュー等の提案があれば行うこと。

6 業務実施状況報告等

- (1) 4(1)について、セミナー実施後は開催報告書、アンケート（集計表付）、パンフレット等広報物、セミナー資料及び受講者リスト等を甲に提出すること。
- (2) 4(2)について、委託期間中は、毎月、翌月末までに企業訪問報告書（様式1）及びインターンシップ等実施報告書（様式2）により個別支援の状況・内容及びインターンシップ等実施状況について報告し、業務終了後はアンケート（集計表付）を甲に提出すること。
- (3) 業務が完了したときは、遅滞なく、実施報告書を甲に提出すること。

7 本業務実施上の注意事項

- (1) 乙は、業務運営上重要な事項については、事前に甲と協議すること。
- (2) 業務実施にあたっては、本業務に関する会計関係帳簿類、その他関係書類を整備し、適切な事業運営を図ること。
なお、本業務の経費は、他の業務と区別できるように整理するとともに、国の会計検査の対象となるので、本業務終了後、5年間は関係書類を保存するとともに、検査が実施される際に提示するなど、検査に協力すること。
- (3) 乙は、本業務に係る苦情等に関しては、担当窓口を設置するなど、責任を持って対応

すること。

(4) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は甲に帰属する。

甲及び甲の指定する者は、この成果物に係るアイディア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、甲が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。

(5) 他者の映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や版権の侵害などの問題が生じることのないよう乙において必要な手続きをとること。

(6) 本事業に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。

(7) 天災その他経済情勢の激変等により、本事業の実施が困難となった場合は協議により、内容等の一部変更、もしくは変更契約を締結することで本業務の準備に要した経費を上限（但し、契約限度額以内で、甲が適切と認める場合に限る。）に委託料を支払うものとする。